

令和3年4月1日

令和3年度 学校経営方針案

校長 有友 剛

学校経営方針の基盤

学校教育は、国民の負託に基づくものであり、その基本は、日本国憲法、教育基本法等の諸法令に基づき行われるものである。本校の教育は、その精神を踏まえ、「第2次福岡市教育振興基本計画」「学校教育指導の重点」「福岡市教育委員会人権教育推進計画」「福岡市特別支援教育推進プラン」等に基づいて行われる福岡市の教育を実施するものである。

こうした基本的な観点のもとに、本校の課題や実態に応じて、本市のめざす子ども像である「やさしさとたくましさをもち ともに学び未来を創り出す子ども」の育成に努める。

2 学校教育目標

『校訓「英知・友愛・練磨」の精神を身につけ、社会に貢献できる人間の育成』

(1) めざす生徒像

- ① 「凡事徹底」 当たり前が当たり前でできる生徒
- ② 自他の人格を尊重し、相手の立場に立ち、ともに行動できる生徒
- ③ 正しいことを行い、感謝の気持ちを忘れず行動できる生徒
- ④ 自らを鍛え、社会に奉仕、貢献する心と力を身につけた生徒

(2) めざす教師像

- ① 生徒とともに汗を流し、生徒の目標となる教師（師弟同行）
- ② 心身ともに健康で、生徒への愛情、豊かな人間性にあふれる教師
- ③ 教育公務員としての自覚、高い倫理観をもち、自らを律し、不祥事防止に積極的に取り組む教師
- ④ 危機管理意識を高め、あらゆるリスクを想定した指導を行う教師
- ⑤ 生徒、保護者、地域との信頼関係を築くため、自らの教師力を高める努力を惜しまない教師

(3) めざす学校像

- ① 生徒一人ひとりが大切にされ、安心して学校生活を送ることができる学校
- ② あらゆるリスクから生徒を守るため、先手を打って取り組んでいる学校
- ③ 家庭、地域、企業との「共育」を推進し、開かれた魅力ある学校づくりに取り組む学校
- ④ 生徒が「この学校で学べてよかった」保護者が「この学校に通わせてよかった」教職員が「この学校に勤めてよかった」といえる学校

3 本年度の重点目標

(1) 安全指導の充実

- ① あらゆるリスク（事件、事故、災害等）から生徒を守ることを最優先とし、教育活動にあたる。ヒヤリハットの収集、分析、周知を着実にやっていく。
- ② 本校の実態に即した危機管理マニュアルの充実、周知徹底を図る。
- ③ 生徒自身の安全に関する意識を高めるとともに、保護者、地域、関係機関と連携した安全教育、防災教育の充実を図る。
- ④ 新しい生活様式をふまえた、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みの推進。

(2) 学力向上の推進

- ① 授業規律を大切にし、授業に真剣に臨み、「自学」のできる生徒を育成し、より良い学習習慣を身につけ、基礎・基本の定着及び学力向上をめざす。
- ② 生徒が「主体的・対話的で深い学び」ができる授業づくりに努め、研修を深めながら学力向上を目指す。
- ③ 全国学力・学習状況調査、学習定着度調査及び学力診断テスト等の結果分析をもとに、一人ひとりの学力課題を明確にし、課題を克服できるような学習支援を計画的に推進する（自学ノート、補充学習の充実）。
- ④ ICT 端末の様々な場面での活用と実践の検証と共有。

(3) 生徒指導の充実

- ① 「当たり前のことが当たり前にできる」生徒を育成するため、「下中スタンダード」の徹底に努め、家庭、地域と連携しながら規範意識の向上、基本的な生活習慣の定着を図る。
- ② 生徒会活動、学級活動の充実を図り、リーダーを中心とした生徒指導を推進する。
- ③ いじめ、不登校、問題行動の未然防止を図るため、日常の教育活動の中で、小さな異変を見逃さず、「報告・連絡・相談」を徹底しながら、組織的な生徒指導に努める。
- ④ 日常の教育活動はもとより、教育相談や生活記録ノート、Q-Uテストの分析等を通して生徒理解に努め、よりよい集団づくりを進め、望ましい人間関係の構築をめざす。

(4) 人権教育及び特別支援教育の推進

- ① 日常の教育活動を通して、自他の人権を尊重し、お互いを思いやる心を育み、実践できるような人権教育を推進する。
- ② 「おおぞら学級」の円滑な運営と校内支援体制の充実に努める。
- ③ 通常学級に在籍する生徒一人ひとりに着目し、配慮や支援を要する生徒について共有する。また、インクルーシブ教育についての理解を促進し、校内支援体制の充実を図る。

(5) 進路指導、キャリア教育の推進

- ① 教育活動全体を通して計画的に将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成する。
- ② 社会人講話や職場体験、立志式等の活動を通して、望ましい勤労観や職業観を育成し、立志の心を育む。

(6) 小中連携及び「共育」の推進

- ① 下山門中ブロックでの共通した「学力向上」「生徒指導」「進路保障」「人権教育、特別支援教育」等に関する取り組みを充実させ、9カ年を見通した小中連携教育を推進する。担当者だけでなく、学校総体として連携を深め、児童生徒の教育にあたる。
- ② 不登校対応教員を中心に、小学校、地域と連携した不登校未然防止、不登校児童生徒支援の充実を図る。
- ③ 各小学校区の自治協議会や地域、公民館、PTA、企業等と連携した「共育」を推進するとともに、地域貢献活動の充実を図る。
- ④ 保護者、地域との連携を図るため、学校だよりやホームページ等で学校の情報を積極的に発信し、様々な情報を得ながら「共育」の充実を図る。